

## 1 使用料の算定方法

使用料は、四半期ごとに算定します。各期の使用料は、次の表による算定種別によりそれぞれ算出した額を比較し、提案使用料と売上比例使用料のいずれか高い額とします。

算定種別	使用料額の算定
提案使用料	許可施設を管理する者が提案した金額
売上比例使用料	許可施設における各期の直前の売上高の合計に 100 分の 10 を乗じて得た額（円未満切捨て） 1 日 1 m <sup>2</sup> 当たりで換算した額が 425 円を超えるときは、425 円

## 2 使用料の算定例

管理許可面積：80 m<sup>2</sup>

売上高：2,000 万円／年

選定事業者の提案単価：60 円／m<sup>2</sup> の場合

期 別	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
対 応 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
期 内 日 数	(91 日)	(92 日)	(92 日)	(90 日)
期 内 売 上 高	580 万円	420 万円	350 万円	650 万円

(1) 売上比例使用料が、提案使用料を上回る場合（第 2 四半期）

4～6 月期の売上高により、翌 7 月～9 月期の売上比例使用料額を設定します。

第 1 四半期（4～6 月）の売上額が 580 万円の場合、第 2 四半期（7 月～9 月）の1 日 1 m<sup>2</sup>当たりの使用料は、

$$580 \text{ 万円} \times 10 / 100 \div 92 \text{ 日} \div 80 \text{ m}^2 = 78.80 \text{ 円} \Rightarrow 78 \text{ 円}$$

(提案使用料) 60 円 < (売上比例使用料) 78 円 となるため、第 2 四半期は 78 円の売上比例使用料を採用します。

∴ 第 2 四半期（7 月～9 月）の使用料は、

$$78 \text{ 円} \times 92 \text{ 日} \times 80 \text{ m}^2 = \underline{574,080 \text{ 円}} \text{ となります。}$$

(2) 売上比例使用料が、提案使用料を下回る場合（第 4 四半期）

10～12 月期の売上高により、翌 1 月～3 月期の売上比例使用料額を設定します。

第 3 四半期（10～12 月）の売上額が 350 万円の場合、第 4 四半期（1 月～3 月）の1 日 1 m<sup>2</sup>当たりの使用料は、

$$350 \text{ 万円} \times 10 / 100 \div 90 \text{ 日} \div 80 \text{ m}^2 = 48.61 \text{ 円} \Rightarrow 48 \text{ 円}$$

(提案使用料) 60円 > (売上比例使用料) 48円 となるため、60円の提案使用料を採用します。

∴第4四半期(1月～3月)の使用料は、  
60円×90日×80㎡=432,000円 となります。